

令和7年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年3月27日(木) 午前9時00分～11時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外薊健藏

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (8番 古賀 久美子 委員 ・ 9番 西村 四男 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第4号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第2 議案第11号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第3 議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第4 議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について
日程第5 議案第14号	非農地証明願(2件)について
日程第6 議案第15号	農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式(12件)について
日程第7 議案第16号	農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)について(21件)

会議の概要

局長 皆さんおはようございます。今年度最後の総会となりました。ただ今から、令和7年第3回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の藤園推進委員が欠席となっております。2 名の方々が出席されていることをご報告いたします。

議長 ありがとうございました。それではお手元の会次第に従いまして進めさせていただきます。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行いたいのですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、8 番 古賀久美子 委員と、9 番 西村四男 委員を指名いたします。よろしくをお願いします。それでは早速議事に入ります。

日程第 1 報告議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知（農地中間管理法）分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 33 件 45 筆 28,982 m²です。1 番は、令和 5 年度 1 月の総会にて、耕作者変更のために借

人の解約をして、機構が預かっている農地です。次の耕作者が決まる見込みがないため、中間管理機構は賃借料の支払いが生じないように、貸人へ農地の返還をするための解約です。2番、4番、5番は後程 21 ページの日程第 6 議案第 15 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）の 2 番から 4 番で、契約金額を変更し、新たな耕作者と契約を結ぶための借人と貸人からの合意解約です。3番は畑の部分と倉庫の部分に分けて、畑は契約金額を変更し新たな耕作者と契約を結ぶため、倉庫の部分のみを現在の耕作者が賃貸借するための借人と貸人からの合意解約です。6番から 26 番は後程 23 ページの日程第 7 議案第 16 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案にて新たな耕作者と中間管理事業で契約をするための借人からの合意解約です。27 番から 33 番は、農地の状態が悪いための借人と貸人からの合意解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がございました。今回は 33 件の合意解約でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

井手迫推進委員

私もいいですか。

議長

はい、どうぞ。

井手迫推進委員

4 ページの 27 番から 33 番は、農地の条件が悪いと、特に水掛かりが悪いということなんですけど、水掛かりを良くするような手立てとかは考えられないんでしょうか。水さえあれば耕作されるんですよ。地主さんは借りてくれてありがたかったんじゃないかと思うんですが。

議長

ちょうど、私の関係の保全会の所が関係あるものですから、回答させていただきます。3年間レンコンを耕作したんですが、吉村前の用排水路が分離されておらずに、用水路と排水路の兼用なんです。水口も 1 ヶ所で、そこから水を出したり入れたりして、水の管理が大変難しい所なんです。ここに掲載してある田は、他の田よりも地面が高いものですから、用水路をせき止めて水位を上げたりしているんですけど、レンコンについては不適だということで、解約をすることになってきたところなんです。場所によってポンプで汲み上げて努力はされているんですけど、毎回のことになるとう経費もかかるということで、この 6 筆については諦めざるを得ないということです。

井手迫推進委員

用水を整備することはできないですか。

議長 場所が元々塩田だった所で、隣の川との高低差が無いものですから、排水も悪いし、河川から自由に水を引ける状態ではないんです。

外菌委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

外菌委員 水掛かりが悪いといったら、解約されて次に見つけようとした時に、なかなか見つけにくいですね。今の農地バンクに聞けば、次を見つかるのが難しいので、例えば5条なりで埋め立てるとかいう可能性が今から出てくるのでしょうか。地主さんの考えなんでしょうけど。

議長 ここは農用地区域に設定されているものですから、まとまって転用をするとかいうこともなかなか難しい所ですね。ここはたまたま保全会組織があるものですから、水稻作は皆さん地主さんが高齢者でできないものですから、保全会で共同管理をしていくといった対応しかできない感じです。水稻でも作りたい人が出てくれば、できないことはないでしょうけれども、今となってはなかなか難しい状況です。

外菌委員 こういうのが出てきたら、荒廃地が多くなってくるような気がしますね。整備していく要望も出していないといけませんね。

議長 他にございませんか。私の方からいいですか。海瀬や川上の所で耕作者変更ということで上がってきているんですけど、借人の〇〇さんからの申し出があって今回解約をすることになったんでしょうか。

棚町主査 はい、そうです。

議長 理由は規模縮小といった意味なんでしょうか。それとも条件が悪いから止めるということなのか、そこらあたりは理由はわかりますか。

棚町主査 ご本人から聞いている訳ではないのですが、レタスの生育が良くない地域ということで、お返ししたいということだったそうです。

議長 排水が芳しくないということで、レタスに影響があったということでしょうか。

棚町主査 そうだと思います。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分33件45筆28,982㎡については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分につきましては、報告のあったとおり受理することと決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。今までも相対で借用し、隣の〇〇番と一緒に耕作をしておられます。調査は【正】を西委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告をいたします。3月20日午前8時半より、行政書士立会いのもと、野元委員と調査を実施しました。資料の5ページから6ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。県外に住む譲渡人から、売買により取得するための申請です。申請地は既に譲受人が耕作しています。労働力は1人で、耕耘機、管理機、草払い機等一式保有しています。取得後の営農計画はネギ、大根、すいか、かぼちゃ、じゃがいも、にんにく、玉ねぎ等自家消費用の野菜を作ることです。自宅からの通作距離は300mです。譲受人は労力・施設とも十分にあり、耕作するものと認められます。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。これより質疑に入りたいと思います。皆さんの方から何かご質

疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第2議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についてであります。7ページをお開きください。申請人は申請地を相続した際、自身が県外在住で農地の管理が難しく、また近隣の方から駐車場として利用できないかと相談を受けたことにより、平成27年頃から、農地法の許可が必要なことを知らず、貸駐車場として利用していました。今回申請地の一部を売買し、転用申請の手続きを知ったことにより、今後も貸駐車場として利用したいため、正しく手続きしようとするための申請であります。始末書が添付されてあります。駐車場台数については、当初7台相談があったことにより7台分を転用しており、現在は3台契約となっていますが、新たに2台使いたいとの相談があったり、近隣で子どもが大きくなり駐車場が不足すると思われる家屋も2件ほど見込まれるため、同数での申請となっています。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。 よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について、3月22日(土)午前9時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の7ページ、8ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は申請地に平成27年頃か

ら農地法の許可が必要であることを知らず、貸駐車場として利用しており、今回申請地の一部を売却し、転用申請の手続きを知ったことにより、今後も貸駐車場として利用したいため、正しく手続きをしようとするものです。駐車場は普通車で7台の予定です。被害防除計画は、駐車場として現状のまま利用するため、周辺農地に対する日照・通風等に特別な影響を及ぼす恐れはないです。用・排水計画の雨水排水は自然流下となっております。始末書他4条申請の備考欄に記載してあります書類が添付されており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。事務局、貸駐車場の場合の許可に当たって条件を付けることになっていると思うんですが、そこらあたりの条件も説明してください。

松原主査

条件は、完了報告が出てから3年間、6ヶ月おきに、現在の使用状況を報告することとなっております。

議長

農地法の運用の改正で、去年の4月から駐車場とか資材置場とか、建物を建築しない転用許可については、許可後、工事の完了後3年間は半年毎に駐車場なり資材置場の利用状況を農業委員会に報告するように、許可の時に条件を付けるようになっております。今回もそういった条件を付けて許可を出します。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第3議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで決定しました。

次に進みます。日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件です。4件全てについて事務局の説明、現地調査の報告が終了した後に、質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。9ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する雑種地2筆を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。3筆の合計は、323 m²になります。また、申請は姉妹2名での申請で、持分が1/2ずつとなっております。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告をいたします。3月21日（金）午後3時から、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査をしました。位置図は9ページ、10ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種住居地域にあり、譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地と東側隣地の雑種地2筆を買い受けて、一体利用して住宅を建築したいため転用申請するものです。周囲は住宅地で、北側に畑がありますが、影響はないと思われまゝす。目的の確実性は、融資証明書他が添付されており、許可後10月完成予定で施工されるということです。公共上水道を使用し、雨水は南側道路側溝に放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、市道側溝に排水するということです。被害防除対策は現状のままで利用し擁壁を設け、隣地とは2m程度緩衝地を設け、農地の日照への影響を避けるということです。周囲は南側と西側は道路、北側は畑、東側は雑種地になっています。その他、備考欄に記載されている関係書類が添付されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。資金については、自己資金で本人及び父親の残高証明が添付されており、使用することへの同意書も添付されております。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について説明をいたします。3月22日(土)午前10時過ぎより、行政書士立会いのもと、古賀委員と3名で農地転用実態調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地につきましては11ページ、12ページを参照してください。転用事由は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地買い受けて住宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。周囲は東側宅地、西側は畑、北側は畑、南側は宅地であります。造成計画は、0.3m盛土を行い、隣接地にはブロック積みを行い、土砂、雨水、雑排水等の流出防止に努めます。生活雑排水は合併浄化槽で処理し、東側側溝に放流します。被害防除のために建物を境界より離して建設し、周辺農地に日照、通風等に影響を及ぼさないように措置します。調査したところ何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。13ページをお開きください。譲受人は現在持ち家に住んでいますが、新たに母親と弟との同居も予定しており、一緒に住むとなると手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。資金については自己資金で、本人及び同居する弟の残高証明が添付されており、使用することへの同意書も添付されています。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、3月22日(土)午前9時40分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の13ページ、14ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は現在持ち家に住んでいますが、新たに母親と弟も一緒に住むとなると手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。被害防除計画の造成計画は、30cmの盛土を行います。申請地の周囲にはブロック積みを行いますので、被害の恐れはありません。建物を境界より1.2m以上離して建設しますので、日照・通風等に支障を及ぼす恐れはありません。用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流です。汚水処理・生活雑排水

は合併浄化槽で処理した後、東側側溝へ放流するとのこと。なお、申請地の所の倉庫は撤去しますとのこと。西側の〇〇、〇〇の残地には防草シートが張っており、隣は宅地です。東側は宅地、北側は畑、南側は道路です。資金計画は自己資金と貸付金です。5条申請の備考欄に記載してあります書類が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は現在日置市の借家に住んでいますが、勤務先が薩摩川内市と遠いため、会社に近く妻の実家にも近く、子供が通う学校が近くにある本申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について、現地調査をいたしましたので報告します。場所等につきましては、資料の15 ページ、16 ページを参照してください。3月21日（金）15時40分より、代理人の行政書士と、蓑手委員と私で調査をしました。申請人は現在日置市で借家住まいであり、勤務先が薩摩川内市内で遠いこと、奥様の実家にも近く、子供が通う学校が近いので、申請地を買い受けて、自宅を建築したいとのこと。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域で、麓土地区画整理事業区域内です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路で、周囲に農地はありません。造成工事は現状のままで、宅地内の雨水、土砂の流出防止の土留め工事をされとのこと。用水は公共上水道、生活雑排水・汚水につきましては合併浄化槽で処理後、西側道路側溝へ、雨水につきましても西側道路側溝へ排出される計画です。資金は銀行融資です。なお、被害防除計画書等資料に記載されている書類が提出されております。私どもの調査では何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今4件について事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。個別に質疑を受けたいと思います。まず9ページ、10 ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 11 ページ、12 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 13 ページ、14 ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 15 ページ、16 ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので一括してお諮りします。日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第14号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件のうちNo.1については違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略いたします。事務局の説明の後No.2につきましては、現地調査の報告が終了した後、質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第14号非農地証明願2件についてであります。17ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは、既に違反転用と判断されています。祖父が50年位前に、農地法を知らず家と精米所を建て、その後母が相続しましたが、現在は亡くなっており、家のみ現在もそのまま使用している状況です。

続きましてNo.2についてご説明します。19ページをお開きください。こちらは、まだ違反転用と判断されていない土地になります。亡く

なった父が平成5年5月に隣地に住宅を建築した際、申請地も宅地の一部として利用し現在に至っている状況で、申請人は令和3年9月に相続をしております。住宅は使用しておらず、農地の地目を変更し、売却を予定しているとのこと。第3種農地で第2種住居地域内にある農地です。調査委員は【正】を野元委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。日程第5議案第14号非農地証明願No.2について、3月20日（木）午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、西委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は19ページから20ページになります。第3種農地、第2種住居地域内にある農地です。申請地は、申請人の亡くなったお父さんが平成5年に隣接地の東塩田町〇〇に一般住宅を建築された際、住宅地の一部、庭として利用され現在に至っているとのこと。令和3年9月に申請人が相続され、今回売却することになり、申請地の地目が農地のままと判明し、顛末書が添付されています。申請地は令和4年から私が現況調査をした区域内にありますが、1m以上嵩上げされた土地に建築された家の奥にあり、立ち入りが困難で、南側の市道からの目線で、枇杷等の果樹が植栽されていたため、保全管理と判断していました。今回の立会で現況は桜、黄梅等観賞用の樹木が多く植栽されており、今後農地としての利用はできないと思われますが、皆様方のご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。個別に質疑をお受けしたいと思います。まず17、18ページのNo.1について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございます。次に19、20ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

西委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

西委員 私も一緒に現地に行ったので、これは報告のとおりだと思うんですけど、自分が他の所でこういった場所に出会った時に、家の庭として

使われているような所を、今後どういう風に判断したらいいんですか。

外菌委員 野元委員が見たとおりで、勘違いをしたんだけど、実際図面上でいけば違反だったということですよね。見た目ではかわからないですよね。

樋ノ口委員 そこが宅地の中にある庭とかあると思うんですよね。

西委員 塀で囲まれていて、敷地に入らないと見えないんですけど、境界線から見る限り、作物を作るんじゃないくて、庭がまだ農地になっている場合、それをどうして見ていくか。

外菌委員 世間から見れば、宅地と思っているんですよね。

西委員 樹木が植えてあるので、農地として変化なしとして判断していいのか、生産性がない所を畑として見ないと判断するのか。

外菌委員 築山みたいに木を植えてあったんでしょう。

西委員 はい、庭木を植えてあるんです。

外菌委員 昔はそうしていたんですよ。

議長 正しいかどうかかわからないですけど、農地ということで残すのであれば、例えば作物については一年生の野菜等でなければ、作物を収穫して利用する果樹類が植えてあれば農地と見られると思うんですけど、果樹を取らない庭木が植えてあれば農地としては判断できないですよ。ですからあくまでも家の付帯施設ということで、転用という判断をしないとイケないんじゃないですかね。

外菌委員 家を建てた時点では、作物を家庭菜園用に作ろうと思ったけど、だんだんと放置じゃないけど、木やら植えて現状になっているじゃないですか。

議長 それと、補完的に税務課がどういう判断をしているかですね。税務課は現況課税にしていますので、地主さんは農地という登記簿上の地目であっても完全に庭という判断をすれば、宅地並みに課税をするんですよ。そこらあたりも1つの判断材料ではないかと思います。

西委員 生産性のない作物ってことになるんですね。

樋ノ口委員 そうですね、仏さんにあげる花とかあれば、農地として判断したことがあります。会長が言われたように、木だったら実がなる、花なら収穫できる、そうだったら農地として判断していいんじゃないかと考えます。

久木山委員 この場合、税務課は宅地で見ているでしょう。

議長 あくまでも我々は農地法に照らして判断しないといけないと思います。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではお諮りします。日程第5議案第14号非農地証明願2件については、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第14号非農地証明願2件については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第15号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員はすみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 21ページをご覧ください。日程第6議案第15号令和7年6月1日開始の農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で12件、17筆9,575㎡です。2番から6番は、先程1ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い方は、借入地を全て耕作しておられま

す。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は 12 件 17 筆ということですが、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 6 議案第 15 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 6 議案第 15 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。3 人の委員の方々は自席へお戻りください。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員着席後

議長

次に進みます。日程第 7 議案第 16 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

23 から 25 ページをお願いします。日程第 7 議案第 16 号令和 7 年 6 月 1 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、21 件 30 筆 18,883 m²で新規の契約です。先程 1 ページからの合意解約通知の 6 番から 26 番でご審議いただきました農地です。〇〇は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。〇〇の所有する農地は、耕作しておられる場所と、事業計画予定地で耕作されていない場所もあります。借入地は全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がございました。今回は 21 件 30 筆 18,883 m²でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。私の方から質問していいですか。〇〇が借りる所は、おそらくビニールハウ

スが建つんじゃないかと思うんですけど、一部資材も現場に持ち込んであるようなんですが、ハウスを建築することについて、地主さんの了解等は得ないでいいんでしょうか。そこらあたりはどうですか。契約が終わって返す時には更地にして戻すことが条件なんですけど、ハウスを建てることについて、了解を取る必要があるのかどうか、そこら辺りはどうですか。

棚町主査 すみません、そこまで確認はしておりません。地主さんにハウスを建てる了解をもらったかどうかはまだ把握しておりません。

議長 今までの事例で、そういう事例はないんでしょうか。

木場委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 我々がハウスを建てる時には、荒廃事業を入れたので、農政課が入って、契約書に止める時には更地にして返すということを記載してあります。

議長 今、生福の〇〇花卉生産組合で、荒廃事業で花用のハウスを建てて、花づくりを止めたんですが、まだハウスが残ったままになっているんです。地主さんとトラブルになっているのがあるものですから、そこらあたりははっきりしておかないと、止める時のトラブルの原因になりかねないと思います。そこは、農政課とも協議をしてください。全部ハウスを建てるのかわからないんですけど、そこらあたりの事業計画も含めて、こういった手続きをするべきなのか確認をしておいた方が、後々問題がないので。

川畑委員 ハウスを建てるのであれば、ちゃんとしておいた方がいいですよ。

議長 ここで暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

議長 それでは再開します。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第16

号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出）については、先程報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第7議案第16号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案（耕作者変更機構貸出）については決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

・ _____

・ _____

